

議案第13号

渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例（平成26年渋谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

渋谷区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例

第1条中「第46条第2項」の次に「（法第54条の3において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第2条を次のように改める。

（用語の定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「教育・保育等府令」という。）及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「乳児等府令」という。）で使

用する用語の例による。

第3条中「府令」を「教育・保育等府令及び乳児等府令」に改める。

第4条中「法第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説明)

子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。